

命 令 書

再審査申立人 富里商事株式会社

再審査被申立人 ノースウエスト航空日本支社労働組合

主 文

- 1 初審命令主文第3項中「10日間」を「1週間」に改め、「記」中「陳謝文」を削り、「後記貴組合員各位（29人）が参加したことの故をもって、参加者各位に対し、」を「貴組合員が参加したことの故をもって、参加者に対し、」に、「当社は、このことを貴組合及び後記参加者各位に対し深く陳謝するとともに、今後再びこのようなことを繰り返さないことを固く約束いたします。」を「よって、今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。」に改め、「参加者氏名」及び「別記」中「A 1・A 2」を削る。
- 2 その余の本件再審査申立てを棄却する。

理 由

- 第1 当委員会の認定した事実当委員会の認定した事実は、本件初審命令の理由第1認定した事実のうち、その一部を次のように改める以外は当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。
- 1 1の(1)中「本件申立時の従業員数は約90名である。」を「本件再審査結審時の従業員数は約80名である。」に改める。
 - 2 1の(2)中「本件申立時の組合員数はホテルの従業員約30名を含め約480名である。」を「本件再審査結審時の組合員数は約350名である。
なお、組合には、ホテル従業員である組合員によって組織された申立外ノースウエスト航空日本支社労働組合ホテル支部（以下「ホテル支部」という。）があり、本件再審査結審時の組合員数は20名である。」に改める。
 - 3 1の(2)の次に(3)として次のように加える。
「(3)会社には、ホテル支部のほか昭和55年4月頃にホテル従業員によって結成された申立外成田インターナショナルホテル従業員組合があり、その組合員数は約50名である。」
 - 4 2の(3)中「B 1」を「B 1」に、「提出には至らなかったが当委員会会長にあてた「不当労働行為禁止命令発令要請について」と題する9月7日付け文書」を「千葉県地方労働委員会（以下「千葉地労委」という。）会長にあてた「不当労働行為禁止命令発令要請について」と題する9月7日付け文書（同文書は提出に至らなかった。）」に改め、「(以下「A 3組合員」という。）を削る。
 - 5 2の(6)中「組合は、同日13時ころから市川市の勤労福祉会館で定例代議員総会（組合の最高議決機関）を開催してホテル支部の結成を承認した。」を同日、組合は、市川市の勤労福祉会館で定例代議員総会を開催した。冒頭、A 4委員長はホテル支部結成承認を議題として正式提案し、承認可決された。」に改める。

- 6 2の(9)中「申入書」を「申込書」に改める。
- 7 2の(11)中「当委員会」を「千葉地労委」に改める。
- 8 2の(16)中「当委員会」を「千葉地労委」に、「中央労働委員会（以下「中労委」という。）」及び「中労委」を「当委員会」に、「昭和55年2月25日」を「昭和55年2月29日」に改める。
- 9 2の(17)中「中労委」を「当委員会」に改める。
- 10 2の(18)中「5月23日」を「4月23日」に改める。
- 11 2の(19)中「当委員会に対してそれぞれ4月17日付け不当労働行為救済申立（昭和55年（不）第1号）、4月30日付け不当労働行為救済申立（昭和55年（不）第2号）及び6月5日付け不当労働行為救済申立（昭和55年（不）第3号）をなした。当委員会は、」を「千葉地労委に対して4月17日、同月30日及び6月5日それぞれ不当労働行為救済申立（昭和55年（不）第1号、第2号、第3号）をした。千葉地労委は、」に改める。
- 12 2の(20)中「中労委」を「当委員会」に、「東京地方裁判所」を「7月24日、東京地方裁判所」に、「。次いで」を「が、同裁判所は、昭和57年1月29日会社の請求を棄却した。会社は、これを不服として、同年2月12日、東京高等裁判所に控訴（昭和57年（行コ）第6号）したが、同裁判所は同年8月10日、会社の控訴を棄却した。会社はこれを不服として、同年8月23日、最高裁判所に上告（昭和57年（行ツ）第160号）し、現在係属中である。
なお、この間、」に、「会社はこれに従う姿勢を示さなかった。」を「団交事項、出席人数、時間等について労使の意見の一致が見られなかった。その後、当委員会の仲介により団体交渉がもたれたが事態の進展はなかった。」に改める。
- 13 2の(21)中「当委員会」を「千葉地労委」に、「中労委に再審査を申し立てた。」を「3号事件については同年8月13日、55年警告書事件については昭和56年1月19日、それぞれ当委員会に再審査申し立てた。当委員会は、前記2件について昭和57年6月16日再審査申立を棄却する命令を発したが、会社は、これを不服として、55年警告書事件については同年8月23日、3号事件については同年8月31日、それぞれ東京地裁に行政訴訟を提起（昭和57年（行ウ）第118号及び第119号）し、現在係属中である。」に改める。
- 14 3の(3)中「昭和56年6月9日」を「組合は、」に、「の当日」を「である昭和56年6月9日」に、「6月10日」を「6月10日並びに11日、12日」に、「翌6月11日から6月25日昼ころ」を「6月13日から6月21日」に改める。
- 15 3の(7)中「欠勤と」を「欠勤として」に改める。
- 16 3の(12)中「本件」を「初審地労委における」に改める。
- 17 3の(13)中「本件」を「初審地労委における」に改める。
- 18 3の(13)の次に4として次のように加える。

「4 初審命令交付後の事情

初審命令交付後、ホテル支部組合員中、A1・A2の2名は、組合を脱退した。」

第2 当委員会の判断

会社は、昭和56年6月13日から同月21日までの間に組合が行ったストライキに参加した各組合員に対して、警告並びに通告書を発したことが不当労働行為であるとした初審判断を不服として再審査を申立てているが、その主張は要するに初審における会社主張と同一である。

当委員会の判断は、初審命令の理由第2判断及び法律上の根拠（末尾2行の法律上の根拠に関する部分を除く。）のうち、その一部を次のように改める以外は、上記初審命令の理由第

2 判断及び法律上の根拠と同一であるので、これを引用する。

1 1の(5)を次のとおり改める。

「もっとも、この間、組合が配布したホテル支部結成のビラ及び組合が会社に通知した「組合結成並びに役員のお知らせ」書の中には、支部が団体加入したとも受け取れる文言が散見され、形式的には、団体加入とみられる余地がなくもないが、組合加入手続の当否は、本来組合内部の問題であって、組合員個個人が支部組合員の組合加入の手続について、何らかの疑義を表明するなど特段の事情があれば格別、この点について組合内部で問題とされたことは全くないのであるから、会社がこれを容喙することはできない。」

2 1の(8)を削除する。

3 1の(9)中「(8)」を「(7)」に、「1の(9)」を「1の(8)」に改める。

4 第2中「本件審問」を「初審地労委における審問」に改める。

5 7の(7)中「前記2(8)」を「前記第1の2(18)」に改める。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。なお、その救済内容については、初審命令交付後ホテル支部組合員中2名が組合を脱退したこと、その他諸般の事情を考慮して主文のとおり変更した。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和58年8月3日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎